

# JIS

## 舟艇－水密コクピット及び 急速排水コクピット

JIS F 1038 : 2003  
(ISO 11812 : 2001)  
(JMSA)

平成 15 年 9 月 29 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	岡 實	財団法人日本海事協会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	立石 学	運輸施設整備事業団
	増田 恵	社団法人日本船主協会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	山下 暁	社団法人日本船用工業会
	渡邊 勝 世	日本小型船舶検査機構
	丸山 研 一	国土交通省
	伊藤 茂	国土交通省
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 15.9.29

官 報 公 示：平成 15.9.29

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶標準協会

(〒171-0031 東京都豊島区目白1丁目3-8 造船技術センタービル TEL 03-3984-9051)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 杉浦 賢)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 有川 彰一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局技術課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会 (JMSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 11812 : 2001, Small craft – Watertight cockpits and quick-draining cockpits を基礎として用いた。

JIS F 1038 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 単一平面によるコクピットボトム の例

附属書 B (規定) 高さの異なる複数の平面からなるコクピットボトムの分析

附属書 C (規定) 表を用いた排水時間の計算

附属書 D (規定) 代替計算方法 – 水頭損失を組み込んだ直接計算法

附属書 E (規定) 水密試験

## 目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
3.1 設計区分	2
3.2 船の長さ	2
3.3 船の最大幅	2
3.4 水線	2
3.5 船の中央における乾げん（舷）	2
3.6 帆船	2
3.7 非帆船	2
3.8 コクピット及びリセス	2
3.9 水密コクピット又はリセス	3
3.10 急速排水コクピット又はリセス	3
3.11 コクピットソール	3
3.12 コクピットボトム	3
3.13 ブリッジデッキ	3
3.14 閉鎖装置	3
3.15 コクピットの停滞水面高さ	3
3.16 コクピットボトム高さ	3
3.17 コクピットボトムの最小高さ	3
3.18 ドレン	3
3.19 コンパニオンウェイ開口	3
3.20 コンパニオンウェイドア	4
3.21 ウォッシュボード	4
3.22 シル	4
3.23 固定シル	4
3.24 半固定シル	4
3.25 シル高さ	4
3.26 最小シル高さ	4
3.27 コクピット容積	4
3.28 コクピット容積係数	4
3.29 水密等級	4
4. 記号	4
5. 一般要件	5

5.1	積載条件及び測定条件	5
5.2	“水密”コクピット及びリセスの要件	5
5.3	“急速排水”コクピット及びリセスの要件	5
5.4	閉鎖装置	6
6.	急速排水コクピットボトムに関する要件	6
6.1	コクピットボトムの最小高さ $H_{B,min}$	6
6.2	リセス又はロッカーに関する 6.1 の適用除外	7
7.	急速排水コクピットの排水に関する要件	7
7.1	コクピットの排水	7
7.2	排水時間	7
7.3	ドレンの数	8
7.4	ドレンの最小寸法	8
7.5	センターボードハウジング及びその他の各種ドレン	9
7.6	ドレンの取付け	9
7.7	ドレン配管の設計及び構造	9
7.8	排水時間の評価	9
8.	シルの要件	12
8.1	水密コクピットのシル高さ	12
8.2	急速排水コクピットのシル高さ及びその他の要件	12
9.	水密に関する要件	13
9.1	水密コクピットに関する水密要件	13
9.2	急速排水コクピットに関する水密要件	13
10.	オーナー用マニュアルー文書への記述	14
附属書 A (参考)	単一平面によるコクピットボトムの例	15
附属書 B (規定)	高さの異なる複数の平面からなるコクピットボトムの分析	17
附属書 C (規定)	表を用いた排水時間の計算	23
附属書 D (規定)	代替計算方法—水頭損失を組み込んだ直接計算法	27
附属書 E (規定)	水密試験	30
解 説		33

白 紙

# 舟艇—水密コクピット及び 急速排水コクピット

## Small craft—Watertight cockpits and quick-draining cockpits

**序文** この規格は、2001年に第1版として発行された ISO 11812 : 2001, Small craft—Watertight cockpits and quick-draining cockpits を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更して規定した事項である。また、この規格の内容は、ISO 12217-1～-3 による舟艇の復原性の評価を行う際の補足的意味合いとなっている。

**1. 適用範囲** この規格は、船体の長さ 24 m 以下の舟艇において、“水密”又は“急速排水”として設計されるコクピット及びリセスの要件について規定する。

コクピット又はリセスの寸法及び形状についての要件又はそれらの使用を要求する場合及び場所については規定しない。ただし、ポンプ又はその他の手段によらない重力による排水だけに適用する。

**備考1.** “急速排水コクピット”という用語は、“セルフドレンコクピット”として一般的に理解されている内容と区別する目的で選択された。セルフドレンコクピットの場合も特定の条件で水が船外に排出されるが、排水速度又はボトムやシル高さなどに関する規定はない。

**2.** 単一平面によるコクピットボトムの例は、**附属書 A** による。

**3.** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 11812 : 2001, Small craft—Watertight cockpits and quick-draining cockpits (IDT)

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年 (又は発行年) を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版 (追補を含む) を適用する。

ISO 8666 —<sup>(1)</sup> Small craft—Principal data

ISO 9093-2 —<sup>(1)</sup> Small craft—Seacocks and through-hull fittings—Part 2 : Non-metallic

ISO 12216 —<sup>(1)</sup> Small craft—Windows, portlights, hatches, deadlights and doors—Strength and tightness requirements

ISO 12217-1 —<sup>(1)</sup> Small craft—Stability and buoyancy assessment and categorization—Part 1 : Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m

ISO 12217-2 —<sup>(1)</sup> Small craft—Stability and buoyancy assessment and categorization—Part 2 : Sailing